

(別紙1)

## 物 件 目 錄 1 (イ号装置)

以下の構成を有する超高速凝集沈殿装置（装置名「スーパー・オルセトラー」）

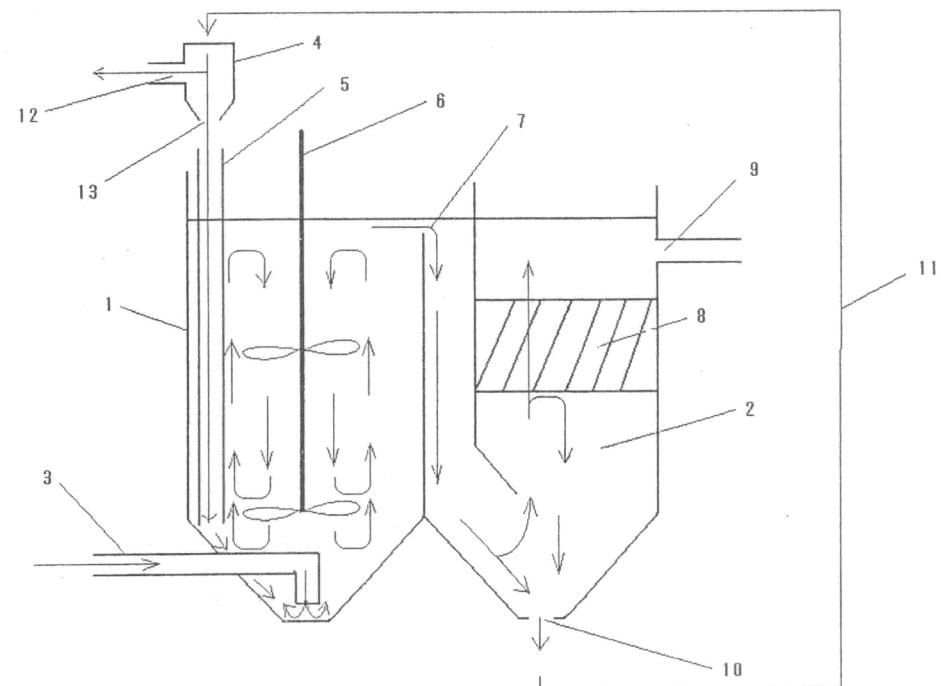
- A 被処理水の懸濁物質を除去するための凝集沈殿装置である。
- B フロック形成槽1とこれに隣接する沈殿槽2の2槽構成から成る。
- C 上記両槽は、いずれも下部が角錐形、中部から上部にかけては角筒形に形成されている。
- D フロック形成槽1の角錐形部には、無機及び高分子凝集剤を添加した被処理水を導入するための導入管3が設けられ、導入管3の先端は、角錐形部の底部に対向して開口している。
- E フロック形成槽1の上方には、サイクロン4が設けられ、そこから放出される粒状物を供給するための粒状物供給管5がフロック形成槽1内に挿入され、その下端は、角錐形部内又は角錐形部と角筒形部の境界から約300～100mm上方の角筒形部内に開口している。
- F フロック形成槽1には攪拌器6が備えられ、二段の攪拌翼のうち、下段は角筒形部の下端に、上段はその上方にそれぞれ設けられている。
- G フロック形成槽1の沈殿槽2との隣接側の上部付近には、無機のフロック、高分子凝集剤及び粒状物の吸合体から成るフロックを沈殿槽2に移送するための移送口7が設けられている。
- H 沈殿槽2の内部には、上記吸合体から成るフロックから清澄水を分離するための分離板8が備えられている。
- I 沈殿槽2の上部には、上記吸合体から成るフロックから分離された清澄を取り出すための取出口9が設けられている。
- J 沈殿層2の下部には、上記吸合体から成るフロックを排出するための排

出口 10 が設けられている。

K 排出口 10 の外部には、排出された上記吸合体から成るフロックを、前記サイクロン 4 に配達するためのポンプ付配管 11 が設けられている。

L サイクロン 4 には、上記吸合体から分離した汚泥と粒状物のそれぞれを排出する各排出口 12, 13 が設けられている。

以 上



(別紙1)

物 件 目 錄 2 (ロ号装置)

以下の構成を有する超高速凝集沈殿装置（装置名「スーパー・オルセトラー」）

- A 被処理水の懸濁物質を除去するための凝集沈殿装置である。
- B 予備凝集槽1 4及びフロック形成槽1とこれに隣接する沈殿槽2の3槽構成から成る。
- C 上記フロック形成槽1及び沈殿槽2は、いずれも下部が角錐形、中部から上部にかけては角筒形に形成されている。
- D フロック形成槽1の角錐形部には、予備凝集槽1 4で無機凝集剤により凝集処理された無機の微細フロックを含む被処理水に、高分子凝集剤1 6を添加して導入するための導入管3が設けられ、導入管3の先端は、角錐形部の底部に対向して開口している。
- E フロック形成槽1の上方には、サイクロン4が設けられ、そこから放出される粒状物を供給するための粒状物供給管5がフロック形成槽1内に挿入され、その下端は、角錐形部内又は角錐形部と角筒形部の境界から約300～1000mm上方の角筒形部内に開口している。
- F-1 フロック形成槽1には搅拌器6が備えられ、二段の搅拌翼のうち、下段は角筒形部の下端に、上段はその上方にそれぞれ設けられている。
- F-2 予備凝集槽1 4にも搅拌器1 5が設けられている。
- G フロック形成槽1の沈殿槽2との隣接側の上部付近には、無機のフロック、高分子凝集剤及び粒状物の吸合体から成るフロックを沈殿槽2に移送するための移送口7が設けられている。
- H 沈殿槽2の内部には、上記吸合体から成るフロックから清澄水を分離するための分離板8が備えられている。

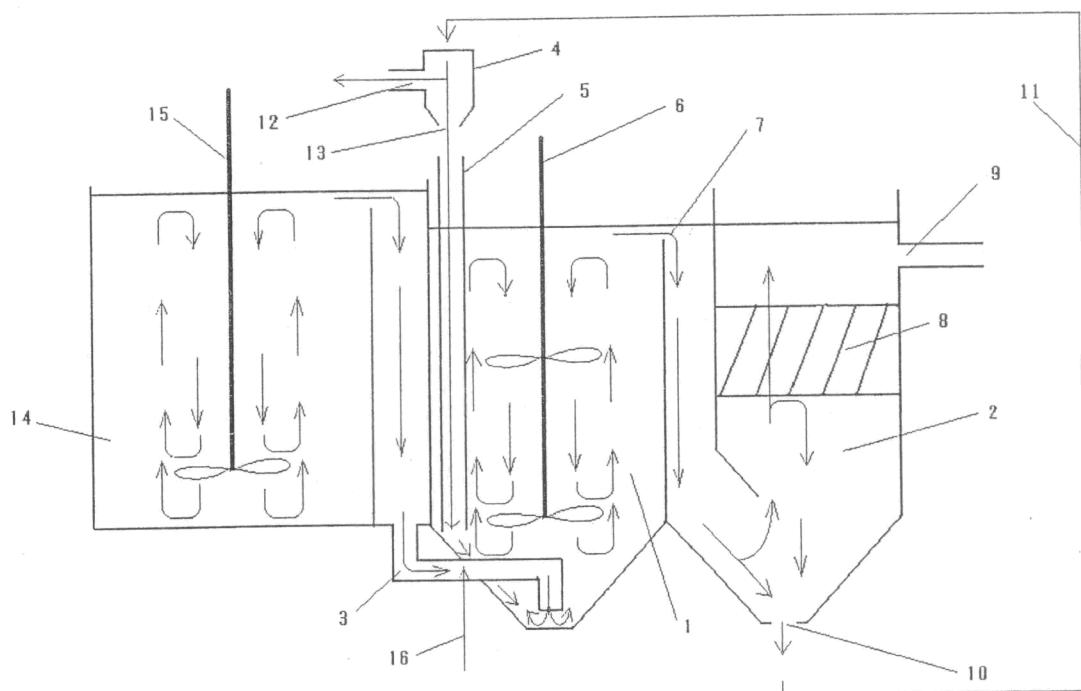
I 沈殿槽 2 の上部には、上記吸合体から成るフロックから分離された清澄水を取り出すための取出口 9 が設けられている。

J 沈殿層 2 の下部には、上記吸合体から成るフロックを排出するための排出口 10 が設けられている。

K 排出口 10 の外部には、排出された上記吸合体から成るフロックを、前記サイクロン 4 に配送するためのポンプ付配管 11 が設けられている。

L サイクロン 4 には、上記吸合体から成るフロックから分離した汚泥と粒状物のそれぞれを排出する各排出口 12, 13 が設けられている。

以 上



(別紙3)

(1) 明りょうでない記載の明確化を目的として、特許請求の範囲の請求項9中の「その上部に清澄化された液体の取出口と、その下部にスラッジ回収スペースを備えた分離板を備えた中間凝集室及び沈降室」を「中間凝集室及び、その上部に清澄化された液体の取出口と、その下部にスラッジ回収スペースを備えた分離板を備えた沈降室」と訂正する。

(2) 明りょうでない記載の明確化を目的として、  
明細書第13頁最終行乃至第14頁第2行(特許公報第6欄第20行乃至第23行)の「その上部に清澄化された液体の取出口と、その下部にスラッジ回収スペースを備えた分離板を備えた中間凝集室及び沈降室」という記載を「中間凝集室及び、その上部に清澄化された液体の取出口と、その下部にスラッジ回収スペースを備えた分離板を備えた沈降室」と訂正する。

(3) 誤記の訂正を目的として、明細書第21頁第2行(特許公報第8欄第31行)の「分離板装置9を備えた室A」という記載を「分離板装置9を備えた室8」と訂正する。

(別紙4)

## 口号方法

- a 口号方法は、口号装置を使用して被処理水中の懸濁物質を除去するための凝集沈殿方法である。
- b 被処理水を予備凝集槽14に導き、無機凝集剤を添加して攪拌し、無機の微細フロックを形成する。
- c 無機のフロックを含む被処理水を導入管3に導き、管中の液流に高分子凝集剤16を添加する。
- d 無機のフロックを含む被処理水に高分子凝集剤を添加した被処理水を、導入管3を介してフロック形成槽1内の角錐形領域の底部に高流速で流入する。
- e 攪拌器6により高流速の被処理水を攪拌して、上記角錐形領域内に大きな速度勾配の乱流を維持する。
- f 上記角錐形領域内又は角錐形領域との境界から約300~1000mm上方の角筒形領域内に、粒状物供給管5を介して被処理液より比重の大きい所定比率の粒状物（例えば砂）を供給する。
- g 粒状物が混入された被処理水を、フロック形成槽1内の粒状物供給管5の下端部より上方の角筒形領域において、粒状物を懸濁状態に保つ速度勾配の乱流を維持しつつ循環させて無機のフロック、高分子凝集剤及び粒状物の吸合体から成るフロックを形成成長させる。
- h 形成成長した上記吸合体から成るフロックを移送口7を介して沈殿槽2に越流移送し、それに伴って、事実上すべての粒状物が沈殿槽2にもたらされる。
- i 沈殿槽2内で、分離板8の作用により、沈殿する汚泥及び粒状物と上澄みの清澄水とに分離される。
- j 清澄水は沈殿槽2上部の取出口9から、汚泥及び粒状物の混合物は沈殿槽

2 下部の排出口 10 から、それぞれ槽外に取出または排出される。

k 沈殿槽 2 下部の排出口 10 から排出された汚泥と粒状物の混合物は、ポンプ付き配管 11 を通ってサイクロン 4 内に配送される。

1 サイクロン 4 内で汚泥と粒状物は分離され、それぞれの排出口 12, 13 から排出されるが、粒状物は、角錐形部領域又は角錐形部と角筒形部の境界から約 300 ~ 1000 mm 上方の角筒形部内に供給される。

以 上

(別紙 5)

引用例 1 の図 2

